

○財務省告示第二百五十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十五年七月八日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 |
|---------------------|----------------------------------|---|----------------|-------------------|-----------------------|---------|--------|--|-------------------|
| 名称及び記号 | 発行の根拠 | 法律及びその条項 | 振替法の適用等 | 発行方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額面金額 | 振替単位 | 発行行 |
| 利付国庫債券（十年）（第三百二十九回） | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 | 募集取扱機関による募集の取扱 | 額面金額で二百四十八億二百四十万円 | 二百四十七億六千二百七十一万六千六百六十円 | 六千六百六十円 | 五万円 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。 | 平成二十五年七月八日 |
| | | | | | | | | | 額面金額百円につき九十九円八十四銭 |

十一

の経過利率
の払込み

(一) 年〇・八パーセント

額に各募集取扱機関は、払込金
額に加え、次の算式により算
出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{18}{365}$$

(二)

発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記(一)
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二
十・三一五を乗じた金額(た
だし、当該国債を発行時にお
いて取得する者が非居住者
又は外国法人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける
所得税の税率を乗じた金額)
を控除することができる。

十三

初期利子

平成二十五年十二月二十日を支
払期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十 十
八 七 六 五 四

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 三 子 利 を 六
十 行 額 十 五 を そ の 支 月
五 百 五 年 六 日 以 前 各 支 十
年 円 に つ き 百 円 間 に 属 す
七 月 八 日